

日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）に関する御意見の概要及び 御意見に対する考え方 （令和7年12月3日時点 速報版※）

※ 本資料は、提出された御意見の概要を速報としてまとめたものであり、今後、e-govにおいて、公示する「御意見の概要及び御意見に対する考え方」の整理と異なることがある。

1. 意見募集の結果

- 意見募集期間：令和7年9月22日～同年10月21日
- 意見提出方法：インターネット（e-Gov）又は郵送
- 寄せられた受付数：83件

寄せられた意見数※¹：234項目

※¹ 1件の受付中に複数の意見が含まれていた場合、それぞれの意見を数え上げたもの

うち、本ガイドライン（案）の内容に関する意見数※²：219項目

※² 本ガイドライン（案）とは直接的に関係のない意見を除いたもの

日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
「1 背景、2 目的、3 定義」関係	
栄養成分表示と包装前面栄養表示を二重に表示する理由・メリットは何か。 （同旨意見ほか 12 件）	日本版包装前面栄養表示ガイドライン(案)（以下「ガイドライン案」といいます。）は、令和 5 年度に開催した「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」並びに令和 6 年度及び令和 7 年度に開催した「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において延べ 9 回にわたり消費者、食品関連事業者、有識者等に各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。
日本版包装前面栄養表示を WHO 及びコーデックス委員会のガイドライン案に合わせる必要はあるのか。 （同旨意見ほか 2 件）	ガイドライン案を作成する意義については、令和 5 年度第 2 回分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会で議論され、諸外国では、栄養成分表示の見にくさや分かりづらさを補足する取組として包装前面栄養表示が導入されており、令和 3 年 11 月のコーデックス委員会において、包装前面栄養表示ガイドラインが採択されたこと、国内においても、自主的な取組として包装前面栄養表示を採用する食品関連事業者が存在すること、令和 6 年度に健康日本 21（第三次）が開始されたことから、我が国の健康・栄養政策においても、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に位置付けない取組とした上で、一定のルールが必要であるとされました。 こうした背景から、日本版包装前面栄養表示の取組を通じて更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することを期待し、ガイドライン案を作成しました。

ガイドライン案で示された一般用加工食品の包装前面栄養表示の導入は、見やすく、国民(消費者)の栄養・食生活に関するヘルスリテラシーの向上につながるものと期待されるものであり、導入に賛成。 (同旨意見ほか7件)	賛同の御意見として承ります。
・包材の変更等に時間やコストを要することを踏まえ、食品表示の義務表示事項の頻繁な変更は避けるべき。 ・適用対象を特定の食品に限定すべき。 ・ガイドライン案の位置付けは「本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。」としか記載がないため、当該表示はあくまでも任意であることを明記すべき。 (同旨意見ほか7件)	日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです。この旨は、ガイドライン案の「2 目的」に「本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。」と記載することで明示しています。 なお、食品表示基準において、一般用加工食品の「任意表示」は、第7条に規定されており、任意で表示する場合に従うべき表示方法を定めています。
任意の取組のため、数値の誤りが発生した場合も違反に問わない運用をされたい。 (同旨意見ほか3件)	日本版包装前面栄養表示は食品表示法(平成25年法律第70号)上の義務が課されるものではありませんが、例えば、食品表示基準第9条第1項第2号において、栄養成分表示を含む「第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語」については、容器包装への表示が禁止されているため、関係法令等の遵守をお願いします。
ガイドライン案は食品表示基準に位置付けないという点について、ガイドライン案に沿った表示がされていない場合でも違反とは言えず、食品表示基準の栄養成分表示の違反と対応が異なるため、栄養成分表示と包装前面栄養表示のどちらも改善が必要な場合に事業者が混乱したり、現場(保健所)職員が説明に苦慮する懸念がある。	
一時、包装前面栄養表示をした商品について、特段の通知なく包装前表示をやめても問題ないか。	問題はありません。 「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A(案)」の問12にお示ししているとおり、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を御検討ください。
同一事業者であっても包装前面栄養表示をした商品としない商品が共存しても問題ないか。	
1食分(○本、○袋など)当たりの量による表示は、一般消費者に直感的に理解しやすくなり、適切な食品の選択に資すると考えられ賛成。 (同旨意見ほか2件)	賛同の御意見として承ります。

今回、栄養素等表示基準の見直しがされ、最新のエビデンスである日本人の食事摂取基準（2025 年版）に基づいたものであること、名称も国民へのアンケート結果に基づきわかりやすく「1 日の摂取目安に対する割合」とされていることから賛成。 食塩相当量の 1 日の摂取目安に対する割合が前面に表示されることにより、国民一人一人が減塩に取り組みやすくなると同時に、各事業者の食品の減塩化が促進されることが期待される。 （同旨意見ほか 2 件）	
今回のガイドライン案で「1 日当たりの食塩相当量」については 7 g 以下としているが、日本人の食事摂取基準（2025 年版）では、食塩の 1 日当たり摂取量が、女性 6.5g 以下、男性は 7.5g 以下と 1 g も差がある中で、平均の 7g と設定するのはやや乱暴ではないか。現在の平均摂取量が 10 g で、WHO の血圧の正常域も下がる傾向があること等に注目し、例えば「6.5g」と設定すべき。	日本版包装前面栄養表示においては、「1 日の摂取目安に対する割合」として、食品表示基準の別表第 10 に定める栄養素等表示基準値に占める割合を表示することとしています。 栄養素等表示基準値は、表示を目的として、性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級（18 歳以上に限る。）毎の人口により加重平均した値です。
表示方法のハードルを下げることにより、包装前面栄養表示の導入企業を増やすために、栄養成分値の転記のみという包装前面栄養表示のパターンも検討すべき。	日本版包装前面栄養表示の取組を通じて、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安をより分かりやすい形で把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されます。
「1 日の摂取目安に対する割合」は、性別、体重、体格、年齢等によって大幅に異なるものであるが、消費者が正しい知識を持っていない現状があるにも関わらず、どのように「摂取目安」を決定したのか。 女性など体重が軽い人や子供は目安と大きくかけ離れることを注意喚起することなく乱暴な「摂取目安」を設定することに反対。 （同旨意見ほか 5 件）	一方で、1 日に必要な栄養成分やエネルギーの量は、個人の年齢、体格、活動量等によって異なることから、個人の状況等に応じて目安となる割合を置き換えるなど、消費者が当該表示を適切に活用できるよう、当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
「1 日当たりの炭水化物 320 g」としているが、食事摂取基準（2025 年版）において炭水化物・糖類については「我が国では、日本食品標準成分表に単糖や二糖類等の成分値が収載されているが、added sugar や free sugar の値	

は示されておらず、摂取量の把握が困難であることから、糖類の基準の設定は見送り」としている。それを踏まえ、炭水化物の食事摂取基準（%エネルギー）の50%から65%にしているが、それと「1日当たりの炭水化物 320 g」と限定をかけている根拠が希薄であるとする。日本人の食事摂取基準（2025年版）から「1日当たりの炭水化物 320 g」と限定をかける根拠を明確にされたい。

「%表示」が単純に「100%を超える＝摂りすぎ」と受け止められ、過度な食事制限や誤った健康意識を助長するおそれがあることを懸念。特に、ナトリウムや脂質のように摂取を控えるべき栄養素と、たんぱく質や食物繊維など摂取を推奨すべき栄養素が、同じ基準（%）で並列的に表示される場合、消費者がそれぞれの栄養素の意味を正しく理解できず、誤解を招く可能性がある。

ガイドライン案の目的である「わかりやすい栄養情報提供」と「消費者の適切な食行動の促進」の両立を図るため、以下の点について工夫されたい。

栄養素の性質に応じた表示の工夫

「摂りすぎ注意」「不足しがち」など、栄養素の特徴を補足する文言や色分け表示（例：欧州のトラフィックライト表示）などを導入し、視覚的にも理解しやすくすること。

「100%超」の意味に関する周知・啓発

「100%」は1日の目安量を示すものであり、「100%超＝過剰摂取」ではないことを、行政および関係団体が一貫して広報・啓発すること。

表示基準（1食分・1日分など）の明確化
基準量的前提を明確にし、数値のみが独り歩きして誤解を生まないよう配慮すること。

（同旨意見ほか2件）

栄養士や保健師等の医療スタッフが、栄養指導や保健指導、健康教育等で活用して頂けるように、消費者庁からも職能団体や公衆衛生学会をはじめとした関係学会を通じて、表示の改訂の目的や見方について、医療関係者向けに周知することが必要。	消費者の健康の維持・増進に向けて、専門職の方々にも日本版包装前面栄養表示を活用していただけるよう、当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
当該表示はあくまでもガイドラインによるものであることから、当該表示の様式以外（例えば、エネルギーのみ単独で表示するなど）で栄養成分に係る情報を表示することは差し支えないことの明記をお願いします。 （同旨意見ほか3件）	ガイドライン案の「3 定義」に示すとおり、日本版包装前面栄養表示の対象となる栄養成分等は、我が国の健康・栄養政策である健康日本21（第三次）における栄養・食生活の目標に関連するものです。熱量並びにエネルギー産生栄養素であるたんぱく質、脂質及び炭水化物の量は消費者の適正な体重の維持に資する情報であり、肥満、若年女性のやせ及び低栄養傾向の高齢者の減少に貢献し得る可能性があります。また、食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報です。このため、日本版包装前面栄養表示は五つの項目を表示することとしています。 また、食品関連事業者等の自主的な取組については、令和6年度の検討会で議論され、ガイドライン案の「7 その他」に記載しているとおり、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組については当面の間、維持できることとしますが、食品関連事業者等におきまして、ガイドライン案を参考にした取組を積極的に推進していただくよう期待します。
「4 ガイドラインの範囲」関係	
一般消費者向けに販売する食品が対象であり、業者間取引（業務用食品）は対象外という認識でよろしいか。	日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです。この旨は、ガイドライン案の「2 目的」に「本ガイドラインは、食品表示基準に位置付けないガイドラインである。」と記載することで明示しています。
加工食品が対象であり、生鮮食品は対象外という認識でよろしいか。	日本版包装前面栄養表示を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分の
メーカー毎のバラツキを防ぐ観点から、水や無糖茶など、栄養成分表示がほぼ0g表示となる商品も表示対象とすべきか、業界団体の中で考え方を整理しておくことが望ましいと考えて	日本版包装前面栄養表示を適用する範囲については、容器包装に入れられた一般用加工食品であって、当該食品の食品単位として1食分の

いる。消費者庁から業界団体へ働きかけてもらいたい。	量が適切に設定できるものを想定していると明示しており、業務用加工食品及び生鮮食品は、適用対象外です。
食品単位として1食分が適切に設定できない食品（例えば、調理用食材（小麦粉、パン粉など）や単独で食されることがなく他の食材と調理されて使用される、またはつけかけして食されるようなしょうゆなどの調味料）についても包装前面栄養表示は推奨されるのか。 ガイドライン案の適用範囲外と想定されるのであれば、その旨をガイドライン案あるいは「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A（案）」で明記すべき。 （同旨意見ほか3件）	また、一般用加工食品における個別の食品については、対象範囲の考え方を一概にお示しすることは困難であることから、食品の特性に合わせ、実行可能な食品において導入を御検討ください。 消費者庁としては、日本版包装前面栄養表示が適切に運用されるよう、食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
法令に基づく義務的表示ではないことを踏まえ、三大栄養素、エネルギー源、食塩源となることを目的としない錠剤・カプセル等のいわゆるサプリメントに対して、表示の強要がなされないよう運用されたい。	
多くの食品の中には、日々の暮らしの中で日常的に口にする必需品と、そうでない嗜好品が存在するが、必需品ではない嗜好品などの食品については、裏面表示を良しとすべき。 （同旨意見ほか2件）	
推奨量に対して1回の摂取量が占める割合を示すことで、消費者は適切な摂取量をより分かりやすく評価できる。 ただし、18歳未満の子どもも摂取する食品については、成人を基準とした表示がそのまま適用されるわけではないため、表示を適切に利用できるようにするための知識の普及が必要であり、学術団体の立場から消費者教育への貢献に取り組んでまいりたい。	賛同の御意見として承ります。 また、消費者庁としても当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
栄養素等表示基準値が18歳以上の推奨量のため、子供向けに製品設計されている食品の割合表示にそぐわない。栄養前面表示を広く利用されるようにするためにも、日本人の食事摂取基準の対象年齢の数値を用いたターゲットに寄り添った表示を行えるように検討してほしい。 （同旨意見ほか1件）	「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A（案）」の問2にお示ししているとおり、18歳未満の子供向けに製品設計されている食品において、日本版包装前面栄養表示を導入する場合、当該表示が表す栄養素等表示基準値に占める割合が、18歳以上の成人の摂取目安である旨を様式の近接した簡

	所に表示するなどの工夫により、誤認を生じさせずに情報提供する等の取組を促してまいります。
「日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A (案)」の問 2 と問 3 の答えの考え方について、乳児用調製乳は日本版包装前面栄養表示の範囲外としている一方で、子供向けの製品については、「18 歳以上の成人における日本人の食事摂取基準（2025 年版）の推奨量等から算出された値」を記載するとしているが、混乱を招くだけなので、子供向けの製品については、一律に記載不可とすべき。 （同旨意見ほか 2 件）	ガイドライン案は、令和 5 年度に開催した「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」並びに令和 6 年度及び令和 7 年度に開催した「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において延べ 9 回にわたり消費者、食品関連事業者、有識者等の各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。 なお、18 歳未満の子供向けに製品設計されている食品については、令和 5 年度の検討会で議論されました。18 歳未満の者は、年齢の違いによって必要な栄養素等の量が大きく異なることや、ガイドライン案において子供向けに製品設計されている食品を適用対象外とすれば、当該製品を多く販売する食品関連事業者等が日本版包装前面栄養表示に積極的に取り組みづらいケースが生じ得ること、食品関連事業者等の工夫により誤認を生じさせずに情報提供できる可能性があることなどの構成員の意見等を踏まえ、ガイドライン案において、適用対象外とはしておりません。
包装前面栄養表示の基礎となる栄養素等表示基準値は、18 歳以上の成人の推奨量等に基づいて算出されているが、18 歳未満の子ども向けに設計された食品については、この値（%）が 18 歳以上の成人の摂取目安である旨を、様式の近接した箇所に表示するなどの工夫が必要だとしている。この工夫が適切に行われず、注意書きが非常に小さかったり、パッケージの色に紛れて見にくかったりした場合、保護者は「この食品で子どもの 1 食分の栄養が足りる」と誤って理解し、毎日の献立や食品選びに影響を及ぼす可能性があるため、消費者が誤認をしないための表示の基準と運用を継続的に検討すべき。 （同旨意見ほか 1 件）	消費者が当該制度を適切に活用できるよう、消費者や食品関連事業者等に向けて日本版包装前面栄養表示の周知や普及啓発に努めてまいります。 また、御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。
「5 基本的な表示方法」のうち「(1) 様式」関係	

諸外国では信号マークのような閾値・カテゴリ一型、またはスコアリング型で食品の質の評価が明確な様式も進んでいるのに対し、今回の案は、栄養素含有量表示型に留まっている。また、効果の高い義務表示ではなく、任意表示としている。 以上の課題はあるものの国民の栄養表示活用を促進する第一歩として、食品業界にも受け入れられるものとして賛同する。 (同旨意見ほか3件)	賛同の御意見として承ります。 消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することを期待し、令和5年度からの検討会における議論において、当初は日本版包装前面栄養表示を食品表示基準第7条「任意表示」に位置付けることを含めて議論がなされましたが、食品表示基準に位置付けた場合、食品関連事業者等において法令違反への懸念等から日本版包装前面栄養表示の導入に踏み切れないかもしれないことや、既に包装前面栄養表示に取り組んでいる食品関連事業者等の自主的な取組を後退させてしまうかもしれないなどの意見があったこと等を踏まえ、ガイドラインが適切と整理されたところです。
食品関連事業者等は、課される責任の認識と意識高揚と維持を図るため、様式に、「「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」による」を表示すべきではないか。 (同旨意見ほか1件)	消費者庁としては、ガイドラインの公表後に日本版包装前面栄養表示の取組が拡大することを期待しており、日本版包装前面栄養表示が適切に運用されるよう、食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。 一方で、容器包装に表示される前面栄養表示がガイドラインに沿ったものであることを明示することは、差し支えないと考えます。
食塩に関する様式に賛成。 わが国の高い食塩摂取量は、国民の高血圧および循環器病、脳卒中の発症に影響する大きな課題であり、健康日本21や日本人の食事摂取基準において食塩摂取量低下の目標値が掲げられてきた。日本高血圧学会では、以前から食品の栄養成分表示の義務化と「ナトリウム量」の表示を「食塩相当量」の表示とするよう、関係省庁（消費者庁、内閣府、厚生労働省）に要望書を提出し、働きかけて来た。こうした活動が実り、平成27年3月に食品表示基準が制定され、食品の栄養成分表示は原則として、「食塩相当量」で表示されることになった。 前面表示の熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、	賛同の御意見として承ります。

ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）は、厚生労働省が推進する「健康日本 21（第三次）」における栄養・食生活の目標と関連している。食塩相当量は食塩摂取量の減少に資する情報であり、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物は適正な体重の維持に資する情報であるため、消費者教育・高血圧患者への保健指導の観点からや、国民が減塩への意識を高めるためにも、食塩相当量を区別することが今後の普及啓発のために重要。 （同旨意見ほか 11 件）	
食塩相当量のみ二重で囲って強調するので、その意図を消費者が誤認しないよう補足説明すべき。 （同旨意見ほか 1 件）	当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
二重線囲みの様式では、ガイドライン案に沿った FOPNL を忌避する事業者が出かねない。また、表示しやすい食品にのみ表示されるような、かえって強調表示と誤認される状況になるおそれもある。ガイドライン案の普及推進の観点からも、食塩相当量は他の項目と同じ単線囲みの様式にすべき。 （同旨意見ほか 1 件）	食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の取組を促すことで、当該制度の普及啓発を図ることは重要と考えます。また、ナトリウム（食塩）は、身体に必要な栄養素であると認識しています。 一方で、包装前面栄養表示については、WHO 及びコーデックス委員会のガイドラインにあるとおり、各国の健康・栄養政策に沿ったものであるべきとされており、他国においても、その国々の健康・栄養政策に応じた表示がされているものと認識しています。 ガイドライン案の様式案は、現在の我が国の健康・栄養政策において「食塩の過剰摂取」が重要課題であることを踏まえ、検討会での議論及び消費者アンケート調査を踏まえた上での様式案となっています。 こうした背景を含め、当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
様式案では、食塩相当量だけ、二重線で枠組みし、目立たせる意思があると思うが、消費者には伝わらないと思われる。表示作成時の指示が煩雑になるので止めるべき。 （同旨意見ほか 1 件）	
「3 定義」において、「日本版包装前面栄養表示は、食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に、消費者庁が示す様式を用いて栄養成分等を表示する取組である。」とある。この定義に照らすと、様式で食塩相当量を二重線で囲むことの必要性はない。食塩相当量を二重線で囲み他の栄養素と区別しなくても栄養	

成分等を表示する取組として目的は達成できている。 また、「1 背景」に記されている「消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握した上で、栄養成分表示をより利活用できるようにする」ためであれば、食塩相当量のみを二重線で囲み他の栄養素と区別する必要はない。すべての栄養成分等を同じ様式で表示することでその目的に十分適っている。また、一部の栄養素の表示様式が異なることで、栄養素等の重要度に関して、消費者に誤認を招く可能性がある。 さらに、「消費者に適切な食品の選択を促す食環境づくりの観点から適正体重の維持、食塩摂取量の減少等の取組を一層促すため」であれば、「適正体重の維持」に関与する他の栄養成分表示等と区別して食塩相当量の表示だけを目立たせる表示とすることは適切ではない。従って、食塩相当量を二重線で囲むことは止めるべき。	
単純に食塩を悪者にすれば、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されるのか。消費者に適切な食品の選択を促すことができるのか。食事はバランスが重要である。日本の食塩摂取量が多いのは、文化的背景によるところが大きい。ひとつの栄養成分だけを取り立てて排除しようとすることは、他の栄養成分の摂取量に悪影響を与える可能性もある。伝統的食文化の継承を困難にするおそれもある。そうした観点からも、ガイドライン案を精査する必要がある。	
これまで、(一社)日本即席食品工業協会では、各商品の栄養成分については、食品表示基準に基づく栄養成分表示にとどまらず、即席めんの食塩相当量について「めん・かやく」及び「スープ」と細分表示すること、農林水産省野菜を食べようプロジェクト・サポーターとしての取組、文部科学省食育教材を参考とした「健康と栄養」の制作・配布等により、消費者がそれぞれの健康意識等に基づき、日常の食生活におい	1. 食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の取組を促すことで、当該制度の普及啓発を図るという考え方は、御指摘のとおりと考えます。また、ナトリウム（食塩）は、身体に必要な栄養素であると認識しています。 一方で、包装前面栄養表示については、WHO 及びコーデックス委員会のガイドラインにあるとおり、各国の健康・栄養政策に沿ったものであるべきとされており、他国においても、その

て食塩摂取量等の栄養成分をコントロールしやすいよう、各種情報提供に努めてきたところです。こうした中で、発出されようとしている本ガイドライン(案)について、以下のとおり意見を提出します。 1. 本ガイドライン(案)では、食塩摂取量の減少に資するとの観点から加工食品の「食塩相当量」のみを二重線囲いとしていますが、 ① 消費者がそれぞれの健康意識等に基づき、いずれの栄養成分を重視するのかは区々であること。 ② 本ガイドラインの表示をしようとする企業側も、どの栄養成分の特徴を強調したいのかは区々であることなどから、事業者の取組を促し、FOPNL 制度の実効的な普及を図るため、特定の栄養素だけを二重囲みをすることのない簡潔な様式とすることを要請します。 2. 今後、食品表示等に関する方針、内容を変更しようとする時には、予め十分な時間的余裕をもって、関係企業のこれまでの努力、実行可能性等を十分に配慮しつつ、関係業界との調整に努めていただきますよう要請します。 3. 様式案の表示項目について (1) 摂取目安に対する割合表示については、消費者の混乱を招く恐れがあるため、割合表示の有無は事業者任せにいただくよう要請します。 (2) 食塩相当量の表示については、1の様式に対する意見のとおり修正されたという前提で、「めん」と「スープ」別の表示を可能とすることを要請します。	国々の健康・栄養政策に応じた表示がされているものと認識しています。 本ガイドラインの様式案は、現在の我が国の健康・栄養政策において「食塩の過剰摂取」が重要課題であることを踏まえ、検討会での議論及び消費者アンケート調査を踏まえた上での様式案となっています。 2. 御意見として承ります。 3. (1) 日本版包装前面栄養表示の取組を通じて、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安をより分かりやすい形で把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されます。そのため、日本版包装前面栄養表示は、栄養素等表示基準値に占める割合を表示するものとしています。消費者の混乱をきたさないよう、当該制度を運用してまいります。 (2) 日本版包装前面栄養表示の食塩相当量の表示について、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法」を踏まえた上で、「めん」及び「スープ」別に表示をすることも差し支えないと考えます。
表示様式をダウンロードできるようにしてほしい。 (同旨意見ほか2件)	ガイドライン公表後、様式はダウンロードして活用いただけるようにします。
消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式は、円形や四角形、五角形等の他の形でも良いのか。 縦横の比率、上段(栄養素等)と下段(摂取目安に対する割合%)の割合や角の丸みの半径等を	日本版包装前面栄養表示の様式は、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法 (1) 様式」の図1に示すとおりです。ガイドライン公表後、様式はダウンロードして活用いただけるようにします。

「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）」に記載すべき。	
様式に係る消費者アンケートにおいては、「嫌い」と感じる人が多くないかどうか調査すべきであったのではないかな。 また、食品メーカーやデザインを専門とする人達にもしっかりヒアリングすべきであったのではないかな。 （同旨意見ほか 1 件）	ガイドライン案は、令和 5 年度に開催した「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」並びに令和 6 年度及び令和 7 年度に開催した「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において延べ 9 回にわたり消費者、食品関連事業者、有識者等の各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。 様式については、デザインを専門とする方と意見交換しながら制作し、検討会において構成員に複数回にわたり御議論いただき、複数の様式案について、令和 7 年度に消費者アンケート調査を行いました。この結果を踏まえ、令和 7 年度第 1 回日本版包装前面栄養表示に関する検討会で議論の上、本様式案に決定しました。
アソート品・詰め合せ製品等の表示の取扱いについては、複数のフレーバーのアソート製品で栄養成分表示が同一の場合は、当該様式による表示は 1 つで良いのか。 また、容器包装に当該表示がある製品を詰め合わせて販売する場合は、詰め合わせの状態の容器包装（外箱・外袋など）にはすべての詰め合わせ製品の表示が必要なのか。 または、詰め合わせ製品自体に表示があるため二重に表示するようなことはしなくても良いのか。 （同旨意見ほか 1 件）	アソート品であっても、1 食分を適切に設定できる食品については、日本版包装前面栄養表示をすることが可能であると考えます。食品の特性に合わせ、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を御検討ください。 なお、個別の食品の具体的な表示方法については、食品の特性を踏まえた判断が必要であり、一概に考え方をお示しすることは困難ですが、消費者の誤認が生じないような情報提供が必要と考えています。 そのような中、例えば、栄養成分表示が同一のアソート品の場合は、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法 （3）栄養成分等の量」において、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量は、栄養成分表示と一致させることが望ましいとあり、日本版包装前面栄養表示も 1 つで差し支えないと考えます。
「1 食分（〇〇）当たり」の部分は、「1 食分（〇〇）あたり」とすることは可能か。（「当たり」を平仮名で表記することが可能か。）	差し支えありません。
表記例は縦・横 1 行での記載となっているが、2 段・3 段での記入は可としてほしい。	消費者が栄養強調表示と誤認しないようにすることや、五つの項目の視認性が低下しないよう配慮した上で、様式が 2 段以上になることも

	差し支えないと考えます。
様式や表示項目は示されているが、成分及び熱量の表示順を変更してはいけないことを明記する必要はないのか。栄養成分表示に関しては食品表示基準に「この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。」と記載がある。	日本版包装前面栄養表示に用いる様式は、ガイドライン案の「5 基本的な表示方法 (1) 様式」の図1のとおり表示していただきたいと考えています。その上で、消費者にとって分かりにくい状況が生じた場合には、適切に対応してまいります。
「5 基本的な表示方法」のうち「(2) 食品単位」関係	
ガイドライン案では、消費者が利活用しやすいよう「1食分」を食品単位とし、これにより、消費者はその食品が1日の摂取目安に占める割合を容易に把握できることが期待されている。しかし日本版包装前面栄養表示では、義務表示である栄養成分表示に用いる食品単位の量と一致させることが「望ましい」とされながらも、困難な場合は日本版包装前面栄養表示専用の「1食分」の量を新たに設定できることとなっている。 日本版包装前面栄養表示は、栄養成分表示の「見にくさや分かりづらさ」を補足し、利活用を促す取組であるにもかかわらず、同じ製品のパッケージにおいて、前面（日本版包装前面栄養表示）と裏面（義務表示）で栄養成分を比較する際の食品単位が異なってしまうという事態は、消費者が情報を比較検討する際に深刻な混乱を招く可能性があることから、FOPNLが消費者にとって有益なツールとなるために、「1食分」単位は裏面の義務表示と一致させるべき。 （同旨意見ほか4件）	食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましいですが、例えば、栄養機能食品における栄養成分表示の食品単位は、食品表示基準第7条第1項及び第8条第1項第3号の規定により、「一日当たりの摂取目安量」とされていることや、容器包装の内容物1個毎の重量に多少のばらつきが生じざるを得ない食品など、必ずしも一致できないものも想定されます。そのため、栄養成分表示と食品単位を一致させることが困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位については、当該食品の1食分とすることとしています。
一般消費者や高血圧患者にとって、わかりやすいことが重要である。日本版包装前面栄養表示の食品単位については100g当たりの量ではなく、「〇本、〇袋などの個数又は〇gなどの重量等」1食当たりの量で示される現在の案に賛成。 ただし、1食分の量は、「通常、消費者が当該食品を1回に摂取する量として、食品関連事業者等が定めた量とする」とされているが、醤油	日本版包装前面栄養表示が国民の健康の維持・増進に資する取組として役割を果たす上で、食品単位の設定を含め、日本版包装前面栄養表示を適切に運用していくことは重要であると認識しています。 食品単位の設定については、1食分の量が設定しづらい食品があることも想定されます。一方で、ガイドライン案において、こうした食品を適用対象外とすれば、当該食品を扱う食品関連

などの調味料等は、1食当たりの量の設定が事業者毎でバラバラになる可能性が考えられる。従って、今後、消費者庁としても関係事業者との意見交換を行う等、一般消費者が混乱しないよう、調整・対応されたい。 (同旨意見ほか1件)	事業者等が日本版包装前面栄養表示に積極的に取り組みづらいケースが生じざるを得ないほか、食品関連事業者等の工夫により可能な情報提供をしていただくことを期待していることもあり、適用対象外とはしていません。 今後、例えば、同種商品を取り扱う食品関連事業者等の間や御指摘のあった業界団体内の場で、当該商品毎の食品単位の取扱いを含め、日本版包装前面栄養表示の取組を進めていく上で意見交換の機会が設けられる等の際、消費者庁としても必要な助言など協力と後押しを行うとともに、日本版包装前面栄養表示が適切に活用されるよう、消費者や食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
食品において日本版包装前面栄養表示を行う際には、1食分の量の設定は合理的な根拠に基づかなければならないことをガイドライン案又は「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A(案)」で明記すべき。 食品単位として1食分が適切に設定できない食品(例えば、単独で食されることがなく他の食材と調理されて使用する、又はつけかけして食するようしょうゆなどの調味料、「1食」の定義が難しい菓子類や数回に分けて飲むことを想定した大容量の飲料等)については、その表示内容、特に「1日の摂取目安に対する割合」を正確に計算することは極めて難しい。根拠のない1食分の量を設定した表示がなされると、消費者に間違った情報を供することになる。 食品単位として1食分が適切に設定できない業界団体が存在する場合は、その団体が合理的な根拠に基づいて1食分の量の設定を主導することが望ましいことも明記すべき。 (同旨意見ほか4件)	

ガイドライン案では食品単位として設定する 1 食分の量について、食品関連事業者等が定めることになっているが、消費者庁が設定の考え方やルールを具体的に示すべき。 事業者が 1 食分の量を都合よく設定することで、訴求したい栄養素等を多く見せたり、少なく見せたりするおそれがある。 また、消費者の 1 食分の量のイメージが幅広いなど、設定が難しい食品では事業者が表示を躊躇することも考えられ、包装前面栄養表示の普及の妨げになり得る(弊社では 1 食分の量で栄養成分等を表示した商品に対して、設定した量が妥当でない、納得できないという意見が寄せられた経験がある)。消費者にとっては、1 食分の量が事業者間で大きく異なった場合、商品間の比較がしづらくなり、適切な選択を妨げるおそれがある。 米国では食品医薬品局（FDA）が食品ラベルに表示すべき 1 食分の量（Serving Size）を定めるための指針を提供しており、消費者、事業者に分かりやすく、かつ一貫性のある表示が実現されている。 このように、消費者庁から合理的な根拠に基づく 1 食分の量の目安が示されれば、消費者、事業者双方が納得して利用でき、日本版包装前面栄養表示の普及にもつながると考える。 なお、1 食分については、「国や事業者が推奨する食品・栄養成分等の摂取量である」等の誤解を招かないよう周知が必要と考える。 （同旨意見ほか 1 件）	
当該 1 食分の量の例示について、商品の実態に即した例示とするため、以下のとおり「○枚」を追記願いたい。 「・・・当該 1 食分の量（例：○本、<u>○枚</u>、○袋などの個数）・・・」 「なお、・・・○本、<u>○枚</u>、○袋などの個数とする・・・」 （同旨意見ほか 1 件）	括弧内の量の単位はあくまで例示であり、「○枚」単位を含め、1 食分の量として適切な量の単位であれば該当し得ると考えています。
お惣菜、お弁当等、喫食量が 1 食分であること	1 食分が 1 包装である場合は、ガイドライン案

が明確な商品の食品単位については、以下のよ うな文字数増加を防ぐ観点から、現行通り「1 包装当たり」の表示を認める柔軟な対応をすべ き。 ◇現行表示（文字数 17） 栄養成分表示（1 包装当たり）目安値 ◇日本版包装前面栄養表示（文字数 22） 栄養成分表示（1 食分（1 包装）当たり）目安 値	の「5 基本的な表示方法 （1）様式」及び 「（2）食品単位」に示すとおり、食品単位と して「1 食分（1 包装）当たり」と表示するこ とになります。 なお、日本版包装前面栄養表示においては、御 意見にいただいたような「栄養成分表示」や「目 安値」は様式に含めておりません。
保健機能食品等、「一日当たりの摂取目安量」 が設定されている場合、1 食分と「一日当たり の摂取目安量」が異なる場合が想定されるた め、具体事例を記載すべき。	例えば、栄養機能食品における栄養成分表示の 食品単位は、食品表示基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、「一日当たり の摂取目安量」とされ、その旨が様式上にも明 示されるようになっていきます。一方で、日本版 包装前面栄養表示の食品単位は、「1 食分」と され、その量の単位と併せて様式上も明示され るようになっていきます。これらを適切に表示い ただくことで、消費者の誤解を生まずに情報提 供することが可能であると考えます。
「5 基本的な表示方法」のうち「（3）栄養成分等の量」関係	
「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイ ドラインに関する Q&A（案）」の問 10 におい て、「食品単位当たりでエネルギーにおいては 1 kcal 未満、たんぱく質、脂質及び炭水化物 においては 1 g 未満、食塩相当量においては 0.1g 未満となる場合」には、「＜1 kcal」「1 kcal 未満」等と表示することが可能とされている。 一方で「日本版包装前面栄養表示に表示する栄 養成分等の量については、（略）栄養成分表示 の値と一致させることが望ましい」とされてい ることから、栄養成分表示における「0 と表示 することができる基準」に適合している場合 は、包装前面栄養表示においても、不等号や 「〇〇未満」を用いず、0 と表示しても差し支 えないか。 （同旨意見ほか 2 件）	ガイドライン案の「5 基本的な表示方法 （3）栄養成分等の量」において、「日本版包 装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量に ついては、…栄養成分表示の値と一致させる ことが望ましい。」としています。したがって、 栄養成分表示において 0 と表示している場合 は、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成 分等の量においても 0 と表示することとなり ます。
様式案の下段に示す栄養素等表示基準値に占 める当該量の割合については、「小数点第一位 を四捨五入して整数で表示する。」と明記され	ガイドライン案においては、栄養成分等の量に ついて表示すべき桁数や 0 と表示できる量は 定めていませんが、ガイドライン案の「5 基

ているが、様式案の上段に示す1食分当たりの栄養成分等の量については、その量を表示するに当たっての際の桁数のルールが明確でない。	本的な表示方法 (3) 栄養成分等の量」において、「日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量は・・・栄養成分表示と一致させることが望ましい。」としています。 また、栄養成分表示に表示する栄養成分等の量の小数点以下の桁数が大きくなる場合があることを想定し、「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A(案)」の間10にお示ししているとおり、消費者の視認性確保の観点等から、日本版包装前面栄養表示においては、食品単位当たりでエネルギーにおいては1kcal未満、たんぱく質、脂質及び炭水化物においては1g未満、食塩相当量においては0.1g未満となる場合は、その栄養成分等の量について以下の例のように表示することが可能であることを示しています。 例：＜1kcal、＜1g、＜0.1g、1kcal未満、1g未満、0.1g未満
強調表示した栄養成分を、栄養成分表示において下限値及び上限値で表示していた場合、日本版包装前面栄養表示では中央値等の一定値で表示することが望ましいとされているが、日本版包装前面栄養表示に一定値の分析結果自体は無くても問題ないか。	栄養成分表示の値を下限値及び上限値で表示していた場合において、日本版包装前面栄養表示の値を中央値等の一定の値で表示する際は、分析結果を有する必要はございません。
「5 基本的な表示方法」のうち「(4) 栄養素等表示基準値に占める当該量の割合」関係	
「当該基準値は、食品表示基準別表第10に規定されており、」とあるが、探すのが困難を極めるためガイドライン案中に資料をつけてもらいたい。	日本版包装前面栄養表示において表示を求めている栄養成分等については、ガイドライン案中の御指摘の記載に続けて、「エネルギー 2,200kcal、たんぱく質 85g、脂質 70g、炭水化物 320g、食塩相当量 7.0gである。」と明記しました。
食品単位当たりでエネルギーにおいては1kcal未満、たんぱく質、脂質及び炭水化物においては1g未満、食塩相当量においては0.1g未満となる場合の表示について、消費者の視認性確保の観点等からは「微量」とするのが簡潔で良いのではないか。	「微量」の解釈は多様であるため、様々な食品に表示することが想定される現行の食品表示基準においても、こうした表現は認めていません。
1日の摂取目安は栄養素等表示基準値であるが、栄養素等表示基準値については日本人の食	栄養素等表示基準値が改正された際に、従前の基準と区別するために、日本人の食事摂取基準

事摂取基準によって変わることがある。変更のタイミングによって、何年版の栄養素等表示基準値に占める割合かわからない場合があるため、様式の「%は1日の摂取目安に占める割合」に対して、「%は1日の摂取目安（2025）に占める割合」等で年版情報の併記をすることは問題ないか。 （同旨意見ほか3件）	の改定年を表示することは差し支えないと考えます。ただし、「%は1日の摂取目安（2025）に対する割合」とすると、「（2025）」が何を示す数字であるかが分かりづらい可能性があるため、「%は1日の摂取目安に対する割合」とは別に、「栄養素等表示基準値（2025）」などを記載することが望ましいと考えます。
「日本人の食事摂取基準」は5年毎に策定されるため、「摂取目安に対する割合」の根拠となる栄養素等表示基準値も同様の期間毎に改定されることが見込まれる。 消費者にとっては最新の基準値に基づく表示が望ましい一方、基準改定の度に直ちに改版が必要とされた場合には多大な社会的コスト（事業者にとっては改版のコスト、消費者にとっては価格転嫁によるコスト）が発生するおそれもある。 表示の切替の猶予期間を長めにとる等、社会的コストが膨らまないような措置が必要。 （同旨意見ほか9件）	御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです。現時点で経過措置期間等の特段の期限を設けることは想定していませんが、本取組の経緯や目的を踏まえ、消費者庁としては日本版包装前面栄養表示が適切に運用されるよう、食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。
「5 基本的な表示方法」のうち「（5）表示位置」関係	
容器包装が多重になっている場合、どの容器包装に表示が必要になるのか。 (1) 一食分の小袋を10袋詰めた紙器箱を店頭で陳列・販売する場合、小袋と紙器箱の両方への表示が必要か。 (2) 上記の紙器箱を10箱詰めた段ボール箱を店頭で陳列・販売する場合、小袋・紙器箱・段ボール箱ともに表示が必要か。 (3) 段ボール箱が店舗までの輸送のみに用いられ、店頭で陳列されない場合、段ボール箱への表示は不要か。	日本版包装前面栄養表示は、本取組を通じて、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されるものです。本目的と様々な形態の食品が存在することに鑑み、それぞれの食品の特性を踏まえ、消費者が食品を選択する際に、容器包装の見つけやすい箇所に表示してください。
魚肉ソーセージの束売り製品について、魚肉ソーセージ個包装の前面が店舗陳列時に見えにくくなるのが想定される場合、個包装を束ねる束帯に包装前面栄養表示を行うことは可能か。このような、販売形態として一体であるが栄養成分表示がある包材（個包装）と別の包材	

(束帯)に包装前面栄養表示をすることが可能 か示してほしい。	
「スーパーマーケット等で食品を陳列した状態において容器包装の前面が見えにくくなる ことが想定されるもの」については、「消費者 が食品を選択する際に、容器包装の見つけやす い箇所に表示する」とあるが、スーパーマーケ ット等の陳列方法は食品事業者側で判断でき るものではなく、陳列時に主要面以外の特定の 面が必ず目立つようなケースは想定されない のではないかと。この記載があると不必要に主要 面以外に表示されるおそれがあるため、この文 言は削除すべき。	
「5 基本的な表示方法」のうち「(6) 様式に用いる文字」関係	
「日本版包装前面栄養表示に用いる文字の大 きさ及びフォントにおいては、栄養成分等の名 称、量及び栄養素等表示基準値に占める当該量 の割合のそれぞれについて統一して表示する こと」について、高齢の人や識字障がいのある 人に向けてもこの表示が見やすいものとする 必要性を感じるため、「なお、視認性確保の観 点から可能な限りユニバーサルデザインフォ ントの使用やできるだけ大きなサイズでの表 記に努める」旨を追加してほしい。 ただし、一律の指定はせつかくの表記導入に 対して二の足を踏まれる可能性があるため、各 企業が取り組みやすい形で配慮することを求め るべき。	ガイドライン案は、令和5年度に開催した「分 かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討 会」並びに令和6年度及び令和7年度に開催し た「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」 において延べ9回にわたり消費者、食品関連事 業者、有識者等の各々の立場から御議論いた だいた内容を基に作成・提示しています。 様式については、デザインを専門とする方と意 見交換しながら制作し、検討会において構成員 に複数回にわたり御議論いただき、複数の様式 案について、令和7年度に消費者アンケート調 査を行いました。この結果を踏まえ、令和7年 度第1回日本版包装前面栄養表示に関する検 討会で議論の上、本様式案に決定しました。 ガイドライン案において、フォントは指定して いませんが、文字の大きさについては、食品表 示基準第8条を参考に、「日本産業規格 Z8305 (1962)に規定する8ポイントの活字以上の大 きさの文字であることが望ましい。ただし、表 示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあ っては、日本産業規格 Z8305 (1962) に規定す る 5.5 ポイントの活字以上であることが望ま しい。」としています。 これらを踏まえ、日本版包装前面栄養表示を する際には、それぞれの食品の特性に応じて、消

	費者にとっての視認性や分かりやすさを考慮しつつ選定いただく必要があると考えます。
「日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字については、日本産業規格 Z8305（1962）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字であることが望ましい。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあつては、日本産業規格 Z8305（1962）に規定する 5.5 ポイントの活字以上であることが望ましい。」とあるが、以下の理由から、ラベルでの表示を考慮し、「表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあつては」を「表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のもの、又は形状若しくは寸法等の制約により表示面積の確保が困難なものにあつては」に変更してほしい。 【理由】 幅が限られたラベル（プリンタ：最大ラベル幅 60 mm）を使用する商品では、日本版包装前面栄養表示に用いる様式を収めることが困難。表示スペースに制約がある中で、数値部分は 8 ポイントで表示可能ですが、栄養成分の文字は 5.5 ポイントにせざるを得ない。 また、「エネルギーを熱量」、「たんぱく質を蛋白質」と表示した場合も包装前面栄養表示様式が幅 60 mm のラベルに収まらない。 このため、「表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のもの」に加え、「形状や寸法等の制約により表示面積の確保が困難なもの」も 5.5 ポイントの活字以上とするよう、検討されたい。	ガイドライン案の「5 基本的な表示方法（6）様式に用いる文字」は、食品表示基準第 8 条を参考に記載しています。 なお、日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです。消費者にとっての視認性や分かりやすさを考慮した上で、表示に使用するラベルの特性などを踏まえて表示することも差し支えないと考えます。
p. 4 の「図 1. 消費者庁が示す日本版包装前面栄養に用いる様式」では、栄養成分の項目名に比べて数字が大きく、また、単位は小さく見える。「それぞれについて統一して表示する」とのことだが、項目名や数字の大きさがある程度規定しなければ、事業者間でまちまちになるおそれがあり、統一性が損なわれかねない。様式としての統一性を保つため、より細かいサイズ等の規定を設けるべき。 （同旨意見ほか 1 件）	ガイドライン案は、令和 5 年度に開催した「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」並びに令和 6 年度及び令和 7 年度において開催した「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において延べ 9 回にわたり消費者、食品関連事業者、有識者等の各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。ガイドライン案において、文字の大きさについては、食品表示基準第 8 条を参考に、「日本産業規格 Z8305（1962）に規定する 8 ポイントの

	活字以上の大きさの文字であることが望ましい。ただし、表示可能面積がおおむね 150cm² 以下のものにあつては、日本産業規格 Z8305 (1962)に規定する 5.5 ポイントの活字以上であることが望ましい。」としています。 また、日本版包装前面栄養表示に用いる文字の大きさ及びフォントについて、栄養成分等の名称、量及び栄養素等表示基準値に占める当該量割合のそれぞれについて統一して表示するように示していることや、ガイドライン公表後に消費者庁ウェブサイトの様式を掲載し、ダウンロードして活用いただけるようにすることから、一定の統一性が保たれ得るものと考えます。
「5 基本的な表示方法」のうち「(7) 様式に用いる色」関係	
「様式に用いる色」について、「モノトーンは可」という部分が抜けているのではないか。 対照的な色の解釈が幅広くあり得ること、また対照的な色以外でも認識しやすい色(同色系で濃淡あるもの)はあると思われることから、容器包装のデザイン・ブランドイメージが守りやすくなるよう、「様式に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色など消費者が認識しやすい色であつて、単色で表示」と柔軟な表現にしてもらいたい。	ガイドライン案の「5 基本的な表示方法 (7) 様式に用いる色」を踏まえた上で、消費者にとっての視認性や分かりやすさを考慮した色を食品関連事業者等において工夫いただくことも差し支えありません。
「様式に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色」とあるので、透明包装材を使用した場合には、包装表示部分の背景は「文字及び枠の色と対照的な色」で彩色されるものと思われるが、念のため「透明包装材に、例えば、様式及び枠に黒色を用いる場合、背景の色は、対照的な色として不透明白色である」等と例示してほしい。	
「様式に用いる文字及び枠の色」を単色で表示することを定めるだけでなく、「枠の中の色」も単色(文字・枠とは対照的な別の色)で表示することを規定すべき。 そうでなければ、枠の中に主要面の背景のデザインが入り込むことや透けて見えることも想定され、視認性が損なわれるおそれがあると考	

えられる。 (6)様式に用いる文字では、「8ポイントの活字以上の大きさの文字であることが望ましい」という表現になっている一方で、(7)様式に用いる色は、「単色で表示すること」という表現になっており、義務的な表現とするか、任意的な表現とするか文言を統一すべき。	
「5 基本的な表示方法」のうち「(8) 日本版包装前面栄養表示の例」関係	
縦書きの場合は算用数字ではなく漢数字を用いることが原則ではないか。また、縦書きで算用数字の「1」を用いる場合、長音符「一」と誤解するおそれがあるため、図2の縦向きの例では、「一食分(一日当たり)」や「一日の摂取目安に対する」と修正するのが良いと考える。	日本版包装前面栄養表示は、様々な食品に表示することが想定されるため、食品の特性を踏まえて表示することも差し支えないと考えます。
「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」のうち (1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」関係	
列挙されているもの以外にも、販売時そのままの状態で食べるわけではない食品は多い。なぜこのカテゴリーだけが、調理後の表示なのか。検討会で議論したとはいえ、拙速に事を運ぼうとしたように見える。例えば調味料などはそのまま食べることは考えにくく、そうした食品ではそもそも1食あたりの量を決めることも困難である。	販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品については、令和5年度分かりやすい栄養成分表示の取組に関する調査事業報告書において、日本版包装前面栄養表示では摂取時の状態の表示を許容することについて検討する必要があることが示されました。その食品の具体については、令和6年度第1回及び第2回日本版包装前面栄養表示に関する検討会で議論し、第3回同検討会では、加工食品約750点を対象とした表示実態調査の結果を踏まえた議論を行いました。さらに、第5回同検討会に向けて、複数の食品関連事業者等との意見交換を行い、そこでの御意見や検討会での議論を踏まえ、ガイドライン案に記載の食品としました。食品によっては、1食分の量を適切に設定することが難しいものもあると認識していますので、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を御検討ください。
「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A(案)」の問11において、「本ガイドラインで摂取時の状態における栄養成分等の量での表示を想定していない食品においては、摂取時ではなく、販売時の状態	令和6年度第5回日本版包装前面栄養表示に関する検討会における消費者庁からの説明において、業界団体にヒアリングを行った際に、油で揚げる食品については、揚げる場合の油の量、温度、時間、揚げた食品をバットなどに置

における栄養成分等の量を表示することが望ましいです。」となっているが、明らかに摂取時に油調理や炒め等の調理を行う商品も、販売時未加熱である場合は販売時の栄養成分を表示すべきか。	く時間の長さ等によって食べる際の吸油率が変わるため、統一化することは技術的に困難との御意見があったことを報告しました。こうした理由から、油で揚げたり炒めたりする食品は、「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」の「(1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」に含まれておりません。
販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い範囲として、 「・湯切りするもの（例：カップ焼きそば、生麺等）」とある。検討会では「乾麺」と「生麺」は同列に整理されていたが、ガイドライン案では「乾麺」を除いて「生麺」のみとしたことに意図はあるか。	販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の具体については、令和6年度第1回及び第2回日本版包装前面栄養表示に関する検討会で議論し、第3回同検討会では、加工食品約750点を対象とした表示実態調査の結果を踏まえた議論を行いました。 生麺については、表示実態調査を踏まえて湯切りする食品として例示しており、検討会資料においては、湯切りした食品の例として当初から「カップ焼きそば」と「生麺」を記載しています。乾麺については、検討会資料に記載はしていないものの、ガイドライン案においては、湯切りするものの例として「生麺等」と記載しており、湯切りするものに乾麺も含まれ得ると認識しています。
「販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」はガイドライン案にある5つだけで、他は販売時の成分表示をすれば良いことが分かる「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A（案）」を設けるべき。	御意見として承ります。
原案では「一般的に牛乳等の単品を加え、調理を伴わないもの（例：ココア、シリアル等）」とすることで、「油のみを用いて調理する食品」や「調理方法を表示する調味料（パスタや米等の単品を加えるもの）」をこの枠組みから除外することが明示されていたはずだが、「調理を伴わないもの」を削除してしまったことで、この点がわかりにくくなった。 (2)に出てくる「調理」と混同するというご意見もわかるので、以下のように別途注釈をつ	販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲は、ガイドライン案の「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い (1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」のとおりです。一方で、食品関連事業者等の工夫により、こうした表示が可能となる食品もあると考えますので、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を御検討ください。

けてはどうか。 例： ※「油のみを用いて調理する食品」や「調理方法を表示する調味料(パスタや米等の単品を加えるもの)」は除外する。 ・調理(抽出、希釈、塩抜き、湯切り、牛乳等の単品を加える)に用いる食品の種類やその量が分かるよう調理方法を表示する。	
例示の5項目の他にも、販売時そのままの状態では食べられない食品や、1食分当りの量を決めることが困難な食品は多い。従って、どのような食品であっても取り組みやすくするため、6(2)の前に以下の文章を追加してはどうか。 (2)それ以外の食品 前述の(1)に示した食品以外であっても、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じると考えられる食品については、消費者を誤認させないように留意しつつ、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することができる。この場合も、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の設定根拠が消費者等に合理的に説明できるよう、根拠となる資料を保管すること。 (3)摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点	販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の具体については、令和6年度第1回及び第2回日本版包装前面栄養表示に関する検討会で議論し、第3回同検討会では、加工食品の約750点を対象とした表示実態調査の結果を踏まえた議論を行いました。さらに、第5回同検討会に向けて、複数の食品関連事業者等との意見交換を行い、そこでの御意見や検討会での議論を踏まえ、ガイドライン案に記載の食品としました。食品によっては、1食分の量を適切に設定することが難しいものもあると認識していますので、実行可能な食品において日本版包装前面栄養表示の導入を御検討ください。
「牛乳等の単品を加える」の部分について、第3回検討会で、「「加える1品」については、選択を自由とすると、例えば低脂肪乳を使ってヘルシーに見せかける、といった懸念も出てくるので、日本食品標準成分表の代表値を使うことをガイドラインに規定することを検討する。」とされていたが、この点はどうなったのか。	令和6年度第3回日本版包装前面栄養表示に関する検討会で議論した内容を踏まえ、ガイドライン案の「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い (2) 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点」に示すとおり、以下の記載となりました。 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する場合は、消費者が摂取時の状態における表示であることを認識できるよう、以下の点に留

	意すること。 ・ 摂取時の状態であることが分かる食品単位を表示する。 ・ 調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう調理方法を表示する。 なお、調理に用いる食品の種類やその量が分かる調理方法については、日本版包装前面栄養表示の様式中又は様式の近接した箇所に表示することを原則とします。
「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い」のうち (2) 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点」 関係	
調理に用いる食品の種類やその量が分かる調理方法については、包装前面栄養表示様式中又は様式の近接した箇所に表示することを原則としているが、この文字サイズも、5の「(6) 様式に用いる文字」に従って8ポイント以上とすべきか。	調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう表示される調理方法については、消費者が摂取時の状態における表示であることを認識できるように、視認性に配慮した文字の大きさで表示することが望ましいです。
「摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する場合」の具体的な表示例を示してほしい。 (同旨意見ほか1件)	今後作成予定の普及啓発資料等において、表示例などを示しながら分かりやすく説明してまいります。
「調理に用いる食品の種類やその量が分かる調理方法については、日本版包装前面栄養表示の様式中又は様式の近接した箇所に表示することを原則とする」とあるが、通常、調理に用いる食品名や調理方法は裏面等（表面以外）に表示されることが多い。そのため、表面に使用する食品名や調理方法を表示すると情報が重複することになるため、「調理方法は裏面に記載」や「裏面の調理方法に従って調理した場合」のような表示に代えることを認めてほしい。 (同旨意見ほか1件)	日本版包装前面栄養表示は、本取組を通じて更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることを目的としています。この目的を踏まえ、この判断に直接的に資する食品名や調理方法の概要(ガイドライン案「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い (1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」)については、前面に表示することが望ましいと考えます。
販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品(牛乳に溶かしてから飲む調整ココア、牛乳・卵を加えて焼成調理するケーキミックスなど)については、摂取時の栄養成分等のみの容器前面表示をすれば良いという認識で良いか。	販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲は、ガイドライン案の「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い (1) 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」のとおりであり、複数の食品を加えて調理するもの等は、この範囲に含まれないと考えます。

	他方、(1)の範囲において日本版包装前面栄養表示を行う場合には、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいと考えています。
「7 その他」関係	
既に栄養成分等を容器包装の前面に表示している食品については、「食品関連事業者等の自主的な取組は、当面の間、維持できることとする」旨があるが、「当面の間」とは、いつまでなのか、「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関するQ&A(案)」に記載してほしい。 (同旨意見ほか2件)	日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けるものであり、食品関連事業者等の自主的な取組を妨げるものではありません。一方で、今後、様々な形態の包装前面栄養表示が行われ、消費者にとって分かりにくい状況が生じる可能性も否定できないことから、食品関連事業者等の自主的な取組を維持できる期限を現時点では明確にお示ししにくいと認識していますが、ガイドラインの公表以降、食品関連事業者等においては本ガイドラインを活用いただき、日本版包装前面栄養表示の取組を進めていただくことを期待しています。同時に、消費者庁としても、こうした食品関連事業者等の取組実態や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努めてまいります。
食品関連事業者等が自主的な取組として、これまでに表示していた包装前面栄養表示もガイドライン案の内容に即した表示に変更しなくてはならないのか。 (同旨意見ほか4件)	ガイドライン案は、令和5年度に開催した「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」並びに令和6年度及び令和7年度に開催した「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」において延べ9回にわたり消費者、食品関連事業者、有識者等の各々の立場から御議論いただいた内容を基に作成・提示しています。 食品関連事業者等の自主的な取組については、令和6年度の検討会で議論され、ガイドライン案の「7 その他」に記載があるとおり、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組については当面の間、維持できることとしますが、食品関連事業者等においては、ガイドライン案を踏まえた取組を進めていただくことを期待しています。
第3段落の「さらに、将来的に、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組における表示を	御指摘のとおり、消費者庁としては、本ガイドラインの公表後に日本版包装前面栄養表示の

栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや栄養強調表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め見直しの要否を検討する。」は、将来的な義務表示化を予見させるものであり、これから任意の取組を推進する本ガイドラインにあっては不要である。 将来的な義務表示化を検討する際には改めて検討会等を開催の上、慎重に検討されるべきものである。 今後の食品事業者の自主的な取組の拡大を期待する状況で、このような規制的な表現は、逆に食品事業者の取組を萎縮させる可能性が懸念される。 また、消費者の誤認が起こる理由は様々であり、その対応の方向性も複数考えられ、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることで解消するか現時点では不透明である。以上より、「さらに、」以下の記述を削除すべき。	取組が拡大することを期待しています。 令和5年度からの検討会における議論において、当初は日本版包装前面栄養表示を食品表示基準第7条「任意表示」に位置付けることを含めて議論がなされましたが、食品表示基準に位置付けた場合、食品関連事業者等において法令違反への懸念等から日本版包装前面栄養表示の導入に踏み切れないかもしれないことや、既に包装前面栄養表示に取り組んでいる食品関連事業者等の自主的な取組を後退させてしまうかもしれないなどの意見があったこと等を踏まえ、ガイドラインが適切と整理されたところです。ただし、食品表示基準に位置付けない場合には、日本版包装前面栄養表示の様式の一部のみを用いて表示したり、食品関連事業者等が表示したい栄養成分のみを表示し消費者が栄養強調表示と誤認したりするなど、様々な形態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にとって分かりにくい状況が生じる懸念があるとの意見もあり、こうした議論を深めていく中で、最終的に食品表示基準に位置付けないガイドラインとすることとしました。こうした様々な角度から議論のあった内容を踏まえる形で、ガイドラインの「7 その他」に示しています。 消費者庁としては、まずは、日本版包装前面栄養表示の取組の促進に向けて、消費者や食品関連事業者等に向けて日本版包装前面栄養表示の周知や普及啓発に努めてまいります。 一方で、仮に、本ガイドラインの見直しの要否を検討する際には、消費者、食品関連事業者等、有識者等と慎重に議論してまいります。
本表示はあくまで任意のものであり、これを強く推奨するかのような文言をガイドライン案中に記載することは不適切であるため、「…本ガイドラインを参考にした取組を積極的に推進することが期待される。」を削除してほしい。	消費者庁としては、ガイドラインの公表後に日本版包装前面栄養表示の取組が拡大することを期待しています。 令和5年度からの検討会における議論において、当初は日本版包装前面栄養表示を食品表示基準第7条「任意表示」に位置付けることを含めて議論がなされましたが、食品表示基準に位置付けた場合、食品関連事業者等において法令
本表示はあくまで任意のものであり、これを強く推奨するかのような文言をガイドライン案中に記載することは不適切であり、「地方公共	

団体においては、食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の導入及び消費者の利活用を推進されることが期待される。」を削除してほしい。 また、地方公共団体への対応は、その前文「地方公共団体における消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりの一助になると考える。」で十分足りると考えられる。	違反への懸念等から日本版包装前面栄養表示の導入に踏み切れないかもしれないことや、既に包装前面栄養表示に取り組んでいる食品関連事業者等の自主的な取組を後退させてしまうかもしれないなどの意見があったこと等を踏まえ、ガイドラインが適切と整理されたところでは、 消費者庁としては、まずは、日本版包装前面栄養表示の取組の促進に向けて、消費者や食品関連事業者等に向けて日本版包装前面栄養表示の周知や普及啓発に努めてまいります。
包装前面栄養表示は、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりを後押しする旨の位置づけがなされているが、「栄養バランスが良く健康的で豊かな食生活は、1食や単品でみるのではなく、様々な栄養素を有する食品（嗜好品等を含む）を幅広く摂取することにより実現される」ものとする。 従って、今回の包装前面栄養表示を参考にしつつも、上記の「 」書きが消費者により浸透し実行に移されるような啓蒙活動を消費者庁等が強化する旨、追加してほしい。 （同旨意見ほか1件）	消費者庁においては、栄養成分表示の一層の理解向上を図るため、消費者庁公式 SNS への投稿、消費者教育ポータルサイトへの資料掲載及び事業者団体等に対する普及啓発資材の周知等を実施しています。 また、今回の日本版包装前面栄養表示の取組が、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することについて、普及啓発に努めてまいります。
実態だけでなく、業務上生じてくる課題も十分に把握していただくことが適切であるため、8ページ30行目に、以下のとおり「や課題」を挿入してほしい。 「事業者等の取組実態や課題等」	御指摘の文中に「食品関連事業者等の取組実態等や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、消費者や食品関連事業者等の双方にとって、分かりにくい考え方等がある場合には、迅速かつ柔軟に本ガイドラインの見直しを検討する。」としているとおり、この「取組実態等」には、御指摘の「課題」も含まれていると認識しています。
栄養成分表示が「0」の時、ガイドライン案に従って前面に「0」表示をする場合は、適切な摂取ができる旨（含まない旨）の表示には該当せず、栄養成分表示枠内には推定値表示が可能となるか。	栄養成分表示が「0」の時、ガイドライン案に従って前面に「0」表示をする場合は、栄養強調表示には該当しないため、推定値の表示は可能です。
栄養強調表示を実施している商品や、栄養機能食品の場合は日本版包装前面栄養表示が導入されても強調や栄養素の表示はできる認識で	日本版包装前面栄養表示は、栄養成分表示をより利活用できるようにするための取組であり、食品表示基準第7条第1項の栄養強調表示と

あるが、その旨をそれぞれ「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）」で例示されたい。 消費者が栄養強調表示と誤認しないようにという観点から、例えば、たんぱく質だけ表に数値を表示することが適切でない旨、「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）」に記載されたい。	は、その目的が異なるため、御認識のとおりです。なお、「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）」の問 5 にお示ししているとおり、日本版包装前面栄養表示は、その表示の一部の栄養成分等のみを表示するのではなく、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の五つの項目を表示することとしています。
エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量以外に追加できる栄養素について、ルールを明示すべき。 栄養強調表示の基準を満たさない栄養成分を抜き出し表示の位置づけで表示したいと考える事業者もでてくるのが考えられ、結果として消費者の誤認を招くのではないか。 追加する際には、栄養強調表示の基準を満たすことを条件とするなどの規制があった方がよいのではないか。 （同旨意見ほか 2 件）	「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）」の問 6 にお示ししているとおり、日本版包装前面栄養表示の対象になっていない栄養成分を追加する考え方を示しました。また、今後作成予定の普及啓発資料等において、表示例などを示しながら分かりやすく説明してまいります。 消費者庁としては、ガイドラインの公表後に食品関連事業者等の取組実態や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、消費者にとって分かりにくいといったケースが生じた場合には、ガイドラインの見直しを検討します。さらに、将来的に、消費者が栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、栄養強調表示の取扱いを整理することを含めて見直しの要否を検討します。
「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）」の問 6 について、「更に栄養成分を追加する場合は、消費者が栄養強調表示と誤認しないようにすることや、五つの項目の視認性が低下しないよう配慮が必要」とあるが、具体的な表示方法が示されない場合、事業者毎のオリジナルの表示が増えるおそれがあるため、表示方法を例示してほしい。 （同旨意見ほか 4 件）	
現在、容器包装の前面に栄養成分等を自主的に表示している事業者の取組は、当面の間、維持することが認められている。 日本版包装前面栄養表示は視覚的に目立たせた様式（栄養強調表示ではない）を採用していますが、既存の多様な自主的表示と日本版包装前面栄養表示が市場で混在することで、消費者が自主的な表示を栄養強調表示と誤認するなど、表示全体に対する混乱が生じるリスクが高	

いと考えられる。 日本版包装前面栄養表示の導入実態と消費者の利活用実態を注視し、ガイドライン案が健康・栄養政策に即しているかを定期的に確認するとともに、栄養強調表示の取り扱いを整理する等、規制的な措置がとられることを求める。 「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）」の問 6 において、「消費者が栄養強調表示と誤認しないようにすることや、五つの項目の視認性が低下しないよう配慮」する条件のもと、栄養成分の追加記載を容認している。 しかし、日本版包装前面栄養表示ガイドラインは、五つの項目の表示ガイドラインであることから、以下の理由から、食品関連事業者等の意志による追加記載の場合には、 1) 「表示ガイドラインの趣旨に則る」こと 2) 「任意、自主表示による」等の表示を新たに、必須記載事項とすべき。 理由： 1) 追加記載が「消費者により栄養強調表示と誤認」する危惧を可及的に避ける。 2) 「五つの項目の視認性が低下しない」との判断根拠が不明。 3) 日本版包装前面栄養表示ガイドラインは、五つの項目のみに関するものとし、これ以外には関与しない立場であること。 4) 追加記載は、食品関連事業者等の意志に依るもので、消費者庁が容認した、との消費者による誤解を避けること。 5) 食品関連事業者等間における製品優位性確保の競争等を、可及的に避けること。	
「さらに、将来的に、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組における表示を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや栄養強調表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め見直しの要否を検討する。」とあるが、現在の「食品表	御指摘のとおり、消費者庁としては、本ガイドラインの公表後に日本版包装前面栄養表示の取組が拡大することを期待しています。 令和 5 年度からの検討会における議論において、当初は日本版包装前面栄養表示を食品表示基準第 7 条「任意表示」に位置付けることを含めて議論がなされましたが、食品表示基準に位

示基準について」には「高い、低いに言及せず に栄養成分名のみ目立たせて表示するもの については、栄養強調表示の基準は適用され ない」とあり、栄養成分表示の一部を表面に転記 するような、事業者の自主的な取組は認められ ており、誤認や混乱は生じていない。 また、もしも誤認や混乱が生じるような表示で あったときは、食品表示基準違反や景品表示法 違反となると考えられるため、当該記載内容は 不要ではないか。 日本版包装前面栄養表示ガイドライン案にお ける「消費者が食品関連事業者等の自主的な取 組における表示を栄養強調表示と誤認する等、 混乱が生じる場合」とは、どのようなケースを 想定しているのか示してほしい。 現時点で想起できなければそのような事例が 生じた場合は速やかに事例紹介されたい。	置付けた場合、食品関連事業者等において法令 違反への懸念等から日本版包装前面栄養表示 の導入に踏み切れないかもしれないことや、既 に包装前面栄養表示に取り組んでいる食品関 連事業者等の自主的な取組を後退させてしま うかもしれないなどの意見があったこと等を 踏まえ、ガイドラインが適切と整理されたとこ ろです。ただし、食品表示基準に位置付けない 場合には、日本版包装前面栄養表示の様式の一 部のみを用いて表示したり、食品関連事業者等 が表示したい栄養成分のみを表示し消費者が 栄養強調表示と誤認したりするなど、様々な形 態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にとっ て分かりにくい状況が生じる懸念があるとの 意見もあり、こうした議論を深めていく中で、 最終的に食品表示基準に位置付けないガイド ラインとすることとし、こうした様々な角度か ら議論のあった内容を踏まえる形で、ガイドラ インの「7 その他」に示しています。
原料ばらつきや製造ばらつきが大きい商品の 場合、上限値や下限値を推定・担保して栄養強 調表示をすることは難しい。 但し、類似商品と比較して特定の成分を減らし たり、増やしたりした商品であることを消費者 に分かりやすく包装前面に抜き出して表示す ることは消費者の健康増進に寄与するもので あり、今後もこれらの表示を認めてほしい。 先行（既存品）だけでなく、新製品において、 ガイドライン案と異なる表示を行うことも認 めてほしい。	ガイドライン案は、食品関連事業者等が一般用 加工食品に包装前面栄養表示を導入するため の一般的な取扱いやその望ましい在り方を示 したものであり、現行の栄養成分表示の制度に 変更が生じるものではありません。また、「食 品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消 食表第 139 号）において、高い、低いに言及せ ずに栄養成分名のみ目立たせて表示するもの については、栄養強調表示の基準は適用されな いものの、消費者に誤認を与えないような表示 とすることと示しており、当該通知の運用に変 更が生じるものでもありません。 消費者庁としては、ガイドラインの公表後に日 本版包装前面栄養表示の取組が拡大すること を期待しています。
○ 以下の追記をお願いしたい。 「広範かつ大きな不都合・混乱が生じる場合に は、日本版包装前面表示を食品表示基準に位置 付けること（その際には現行義務付けられてい る栄養成分表示の免除等を含めた在り方も併	日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位 置付けるものでなく、法令上の義務は課さない ガイドラインに位置付けたものです。この旨 は、ガイドライン案の「2 目的」にある「本 ガイドラインは、食品表示基準に位置付けない

せて検討すること) や <理由> 食品表示基準への位置付け(義務化)を検討するにはより実情の把握を行い不都合などの状況が深刻化することが必要であるため。また、前面に表示を新たに義務付けるのであれば、現行表示は二重になるものが多いため、併せてそのあり方を検討することが適切であるため。 包装前面栄養表示は、既に義務化されている「栄養成分表示」に加えて行うものであることから、中小事業者などにこれ以上の負担をかけるようにすることが不可欠であるため、以下の下線部を追記願いたい。 「…混乱が生じる場合には、<u>中小事業者などの負担を考慮しつつ、日本版包装前面表示を食品表示基準に位置付けることや栄養強調表示の取扱いを整理することなど、…</u>」	ガイドラインである。」と記載することで明示しています。 なお、食品表示基準において、一般用加工食品の「任意表示」は、第7条に規定されており、任意で表示する場合に従うべき表示方法を定めているものであり、必ずしも第3条に規定される義務表示事項への追加を示唆するものではありません。消費者庁としては、ガイドラインの公表後に日本版包装前面栄養表示の取組が拡大することを期待するとともに、食品関連事業者等の取組実態等や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、当該制度を適切に運用してまいります。
ガイドライン案に対する御意見	
日本版包装前面栄養表示ガイドライン案について、既存プラットフォーム活用で進めるべき。	御意見として承ります。
各食品の栄養素表示をデジタル化し、各食品のバーコード等を読み取ることで一日の摂取栄養素が累計でき、過不足が表示できるようになればより良いと思う。	御意見として承ります。
今後、日本版栄養プロファイリング導入を検討していると聞いており、その際、商品のパッケージへの表示として、別の施策とならないように連動し、パッケージ変更が度重ならないように配慮されたい。	御意見として承ります。
1) 包装前面栄養表示の有無により、栄養表示に対する企業努力を評価することができる。 2) ヨーロッパでは包装前面栄養表示をすることが主流となっているが、健康増進効果に対するエビデンスはまだ十分ではない(チリでは効果があったとの報告もなされている)。 3) 小学校等の食育で、栄養表示についての指導を行う必要がある。 4) パッケージのどちらが前面かは、商品によ	御意見として承ります。

っては区別が難しい。	
誤字等の技術的な御意見	
「小数点第一位」との記載があるが、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）の栄養成分の最小表示の位の項目では「小数第 1 位」と記載されている。「食品表示基準について」と表記を揃えるべき。	御指摘を踏まえ修正します。